

「認定行動療法士」資格認定規程

- 第 1 条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）「認定行動療法士」資格認定は、本規程の定めるところによる。
- 第 2 条 資格審査は認定行動療法士として必要な基礎的知識、技能等について行う。
- 第 3 条 資格認定を申請する者は、次の各項すべてに該当しなければならない。
1. 本学会の会員であり、かつ会員歴が引き続き1年以上の者。
 2. 「本学会が主催する認知・行動療法に関する研修」、あるいは理事会が認めた本学会が主催ではない認知・行動療法に関する研修を、延べ 6 時間以上受けている者。ただし、「本学会が主催する認知・行動療法に関する研修」を 2 時間以上含む必要がある。
 3. 本学会で研究発表を1回以上行っているか、あるいは認知・行動療法に関する研究論文を1編以上公表している者。ただし共著論文の場合は申請者が筆頭著者か、第2著者、第3著者のものに限る。
- 第 4 条 資格認定を申請しようとする者は、所定の申請書、証明書等にケースレポート(400 字詰め原稿用紙 10 枚程度)および審査料を添えて資格認定委員会宛に申請する。なおケースレポートは、提出前に専門行動療法士の校閲を経たものとする。
- 第 5 条 資格認定の審査は原則として年 1 回とし、申請を受け付ける。申請期間については別に定める。
- 第 6 条 資格審査は書類審査、レポート審査により行う。
- 第 7 条 資格審査料は 10,000 円、資格登録料は 10,000 円とする。
- 第 8 条 認定を受けた者は、本学会の認定行動療法士名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。認定証の有効期限は3年とし、別に定める手続きを経て更新することができる。
- 第 9 条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。
- 附 則 1. 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

「認定行動療法士」資格認定規程細則

1. 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）「認定行動療法士」資格認定規程に基づき、本細則を定める。
2. 資格認定証の有効期限は、2 度目の更新が完了するまでは 3 年、2 度目の更新以降は 6 年であり、更新手続きは次のとおりとする。
 - i. 資格認定を更新する者は、所定の申請書、証明書を添えて、資格認定委員会宛申請する
 - ii. 資格認定委員会における更新の審査は原則的には書類審査によって実施され、理事会の議を経て決定される
 - iii. 更新申請者は更新希望日から起算して過去3年間(2 度目の更新まで)、あるいは過去6年間(3 度目の更新以降)において、以下の a.b. の条件を満たしていることを要する

- a. 本学会の主催する専門行動療法士、認定行動療法士のための研修会の受講(2時間以上)
 - b. 本学会で研究発表を1回以上行っているか、あるいは認知・行動療法に関する研究論文1編以上の公表。ただし共著論文の場合は申請者が筆頭著者か、第2著者、第3著者のものに限る
- iv. 海外留学、病気などやむをえない事情がある場合は、更新申請者の願い出により、更新を1年間猶予することができる。
 - v. 更新時の資格登録料は、10,000 円とする。ただし、更新の猶予を受けた場合は、猶予期間 1 年あたり 3,000 円の登録料がこれに加算される。また、やむを得ない事由によって、更新手続きが資格有効期限までに行えなかった場合、遅延年数が1年を超えるごとに、3,000円の登録料がこれに加算される。なお、更新後の資格有効期限は、当初、定められた期間とする。
- 3. 本資格を持つ者が「専門行動療法士」の資格認定を受けた場合、「認定行動療法士」の資格は失効する。
 - 4. 本細則の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1. 本細則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。